

令和2年6月5日

保護者各位

種子島高等学校長

県外への移動について（お知らせ）

向暑の折、保護者の皆様方におかれましては、平素から本校の教育活動に深い御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本校では5月25日（月）から新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で「新しい生活様式」を踏まえた学校教育活動を実施しているところです。先日新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国的に解除されたことを受け、『『新しい生活様式』に向けた鹿児島県の取組』も改訂されました。

つきましては、今後も基本的な感染症対策を継続しながら、生徒の県外への移動に関しては、下記のとおり、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

- (1) 5月25日（月）の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、福岡県への移動については、6月18日（木）までは、観光、レジャーなどを目的とした移動を避ける等、不要不急でない移動は自粛してください。
- (2) その他の地域への移動については、感染者の発生動向を踏まえて、慎重にお願いします。
- (3) 種子島の医療体制を考慮して、県外への移動はなるべく控えることを基本としてください。

2 やむを得ず県外へ移動（旅行・帰省・研修等）を行う場合の注意事項

- (1) 県外への移動を行う場合は、学校に届けてください。
- (2) クラスターの発生のおそれが高い施設（カラオケボックスやライブハウスなど）や三つの密（密閉、密集、密接）のある場を徹底的に避けてください。
- (3) 手洗いや人と人との距離の確保など感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底してください。

3 やむを得ず県外へ移動後に帰宅した場合の注意事項

- (1) マスク着用など咳エチケットを徹底してください。
- (2) 毎日の体温測定を徹底してください。
- (3) 発熱等風邪の症状がある場合は、自宅で休養してください。